

井口丑二と神国教

——いわゆる地方改良との関連において——

大 橋 博 明

はじめに

明治40年6月、報徳会（38年12月に設立、大正元年に中央報徳会と改称）が、地方事務官と郡長を対象として開催した講演会において、内務省地方局府県課長井上友一は「地方人心の革新」と題する講演を行い、この中で農村の改良に関して宗教家の活動を重視し、次のように述べた⁽¹⁾。

私の考では四つの型があると思ふ。尤も是は安城農林学校長山崎延吉君の話であるが、農村改良の第一の型は塔型と云ふ。是は理事者一人で熱心に尽力して居る場合である。…………理事者に教育家が加はると茲に至って始めて二本棒になる。此の如きを名付けて梯子型と云ふ、…………其次に必要なは…………農村でいへば大地主である。で、此大地主が加はると茲に足が三つになる。斯ういふのを名付けてピラミット式と云ふ。…………所が更に之に宗教家が加はると宛ら四本柱を立てたと同じで之を名づけて樹型といふ、斯う四者の勢力が合体すると農村の復興も左まで難事ではなからうと思ひます。

彼は、明治42年以後毎年開かれた、内務省主催の地方改良事業講習会において講じた「自治訓練の方法⁽²⁾」の中でも、同様のことを述べ、自治訓練の方法として、教育、人格（中心人物を求めて、彼の活動に依頼する）、家庭、神社、歴史（古人によって今人を教える）、監督、指導とともに、家庭に次いで4番目に宗教による方法をあげている。

宗教家と宗教を重視したのは、井上や山崎のみではなく、内務大臣平田

東助も同様であった。彼は、明治44年4月の地方長官会議の訓示において、次のように述べた⁽³⁾。

今や国家思想の啓発並国民道徳の涵養は更に一層宗教家の努力に俟つべきもののあるは各位の俱に認むる所、其平素意を此の点に用ひらるるは深く信ずる所なりと雖も、尚将来に向って一般人士が信奉する宗教の各機関をして益々其の力を此に致さしめ、以て教化輔導の実を完うせしめられることを期せられたし。

國家の基礎とみる町村が、貨幣経済の浸透、中小農の没落、青年の離村、農民騒擾の多発化などによって、疲弊と動搖の度を強める中で、地方の名望家を軸にして町村の自力更生を図ろうとする平田や井上が、町村民と伝統的なつながりを持つ宗教家と訓化の好手段である宗教を重視したのは当然であった。

岐阜県恵那郡の内務大臣選挙（明治43年2月）模範村である蛭川村は、神道を奉ずる村であったが、村民とりわけ指導者の間に、宗教による村民訓化を望む声があった。それが内務政策を背景にして具体的な運動になり、大正4年2月に神国教が、開祖井口壯二とともに招致された。

本稿においては、神国教導入の具体的理由、開祖井口と内務政策との関係、神国教の性格、井口と神国教の村民への影響などを検討し、両者が村民に対して持った意味を明らかにすることにする。このために次のように考察をすすめることにする。

- 1 神国教導入にいたる過程
- 2 井口と報徳
- 3 神国教の立教と教義
- 4 井口と神国教の村民への影響とその意味

注

(1) 『斯民』 第2編第5号 報徳会 明治40年8月 33頁。

井上が宗教家の活動を重視したのは、農村改良の好事例を日本の中に見い出していたことによるのみでなく、ヨーロッパの事例に興味をいたいていたことにもよるようである。彼は明治42年7月の内務省主催第1回地方改良事業講習会にお

いて一著書を紹介し、「『既に伊太利、白耳義あたりで、産業組合が盛んになった。是れは誰の力であるかといふのに、宗教家即ち教会の力である』といふことを特筆大書して居ります。又其の本に書いてあるものを見ると、或農業組合で用水が壊れた、どうしやうかと言って居ると、『それをおれが直してやる』といって、耶穌の宣教師が直してやったといふやうな例を沢山書いてあります」と述べている。

内務省地方局編『地方改良事業講演集』上巻 内務省地方局 明治42年 65, 66頁。

(2) 内務省地方局編 前掲書 52-80頁。

(3) 大霞会内務省史編集委員会編『内務省史』第4巻 大霞会 昭和46年 367頁。

I 神国教導入にいたる過程

蛭川村では、明治25年10月に報徳講、27年1月に安弘見報徳社が設立され、纈纈秋三郎や奥村安兵衛の熱心な指導のもとに活動が展開された。村民の指導者纈纈（明治6年—昭和14年）⁽¹⁾にとって、報徳の実践は、村民の精神・経済生活を向上させるために、質実剛健の志想を養い、勤勉力行によって生産を高め、節儉貯蓄によって余資を造り、窮屈において国家の富強隆盛の実現を企図するものであった⁽²⁾。しかし現実には、「報徳主義」によって、如何に村民に話をしても、信念を欠き、安心立命する所がなく、実利にのみ走る」という村民の状態をどうすることもできなかった。このために彼は、キリスト教が慈善事業に大きな役割を果たしているという事実に関心を寄せ、信仰心を育てる必要を感じるようになった⁽³⁾。

ところが、村内の宗教の状況は次のようであった。蛭川村は苗木藩による明治初年の廢仏毀釈の断行以後、藩領であったことから神道に拠っていた。村内には安弘見神社と他に4社があった。神社は藩政の影響から尊重され、明治3年に全社が、次いで、藩政時代に廢仏毀釈を推進し、祠官に就いたことのある奥田正道が村長になった22年から翌年にかけて安弘見神社が、大改修された。さらに、村長纈纈秋三郎のもとで、43年2月に安弘見神社が神饌幣帛料を共進すべき神社として指定されたのを機会に、同社の改修と基本財産の造成が行われ、大祭には村長自らが供進使になるなど、神威の宣揚がはかられた。しかし、神社は祭事をとおして村民と関わるのみであり、彼等に対する道徳上の指導力をもつものではなかった⁽⁴⁾。

仏教に関しては、明治11年8月に苗木藩主の菩提寺の住職であった浅野剛宗が、県に廃寺を申請しようとしていた高徳寺（山県郡松尾村）の寺号を譲り受けて、蛭川村字奥渡に寺を建立し、村内12部落中2部落に、476戸中62戸（明治45年）の檀家、そして隣村にも檀家を持った。しかし振わず、浅野が27年に他寺へ移った後は、住職の交替が頻りに行われるという状態であった⁽⁵⁾。

以上のように村内には、纈纈が求める、信仰心を育て得る宗教はなかった。そこで彼は宗教の導入を考え、まず、キリスト教から検討をはじめた。明治30年4月に名古屋市の米人牧師ロビンソンを訪ねた。次いで牧師マカルピンを岐阜市から招いて、自宅で数回にわたって村民に説教を聞かせ、一時はキリスト教を導入しようとしたこともあった⁽⁶⁾。彼のキリスト教への関心はその後も持続した。大正3年9月の長野県木曽郡大桑村の鹿之湯での胃病療養中にも、キリスト教書を読み、「キリストの人生観は、則上述の如きか。特に我郷の青年の如き何等宗教的信仰を有せず、従って人生問題の解決を試みんとするものなく、徒に物質的方面にのみ着眼して、単に肉体の欲望を充さんとするのみなるは、誠に嘆すべきの極みなり」と日記に書いている⁽⁷⁾。

仏教についても検討し、各地の高僧を招いて村民に説教をさせた。そして内務省の宗教重視の方針に呼応して、村をあげて仏教に帰宗することを考えたこと也有った。このような彼の考えのもとで、廃仏毀釈以前に村民が檀徒であった妙心寺派宝林寺の法灯を、高徳寺が継ぐことによって復活する運動が、大正2年に起った。高徳寺の檀徒は、布教のため同寺に2年6月から9月上旬にかけて滞在した高僧細野南岳を陣頭にたてて運動を開き、村の中央に新寺院を建立するために、仲秋彼岸中日に「宝林会」を設立し、無尽講を起して1,600円の資金をつくった⁽⁸⁾。

ところが、他方でもう一つの動きがあった。それは井口の働きかけによる、纈纈、田口専一など報徳社社員の神国教導入の動きであった。井口は内務省から委嘱された治績調査のために、明治45年1月に蛭川村を訪れた。彼はまず密かに視察し、その後役場に来意を告げるという方法で、1週間

にわたって調査した。結果は、村政から民情にいたるまで、すべてが内務大臣選挙の名にふさわしいものに思われた⁽⁹⁾。このとき折よく報徳社の第19回定式総会があり、彼は依頼に応じて講演し、報徳社社員に接する機会を持った。講演は好評を得、社員に強い印象を与えた⁽¹⁰⁾。

井口はこの調査において、纈纈、林千代次郎など村の指導者が、村をあげて仏教への帰宗を考えていることを知った。これは、立教宣布をめざしていた彼には、耳よりな情報であった。村民の大部分が神道を奉じ、報徳が浸透し、いわゆる模範村であり、しかも他地域と交渉の少ない山間の盆地にあって村民の間に淳朴さが保持され、貧富の差の小さいこの村は、彼にとって極めて好都合な場であった。彼は、後に述べるように、中央報徳会幹事兼講師、内務省嘱託としての活動が思うにまかせないこともあり、教典の完成を急ぎながら、高徳寺檀徒の動きに対応して、纈纈を説得し、彼の仏教帰宗の考えを変更させた⁽¹¹⁾。

纈纈は「一般倫理道徳の上にも、又信仰を根本とする宗教に於ても、社界人類の智識が高まると共に、必ずや合理的の道徳、真理に反かざる宗教にあらずんば、人類をして之を行はしめ、之を信ぜしむること能はざるに至るべきは、又疑ひを容るゝの余地なかるべし」と考えていた⁽¹²⁾。これに照らした場合、彼にとっては、報徳のみが、教化力に欠けるところはあるが、やはり理想的な「道徳教」であり、宗教には何等かの不思議な点の存在を認めざるを得ないものの、仏教やキリスト教は、不合理さが気にかかり、信仰の対象としがたいものであった⁽¹³⁾。この点で、後に述べるように、報徳を補修した神国教は彼にとって他の宗教よりも信頼が置けるものであった。

神国教導入の準備が進むと、当然のこととして高徳寺檀徒との間に対立が起り、村民を2分する危険が生じた。村治上、協同緝睦を重視する村当局（村長は纈纈の後を受けて助役から昇任した田口久夫）はこれを憂慮し、大正2年9月（推定）に仲裁にはいって、新寺院建設中止と神国教導入無期延期という措置をとった。これによって導入の準備は一時停止された。しかし、井口を来賓として招いた11月の報徳社20周年記念祝賀会を経ると、

彼の要望を受け入れる機運が生まれ、準備が再開されて、4年2月に報徳社で立教式と帰教祭が行われた⁽¹⁴⁾。

注

(1) 縮纈の略歴

- 明治25年 学務委員（明治34年まで）
- 報徳講を発起
- 27 安弘見報徳社幹事（明治39年まで）
- 29 収入役（明治34年まで）
- 31 農会副会頭（明治35年まで）
- 32 郡会議員（明治36年まで）
- 34 村會議員（明治39年まで）
- 36 学友交親会総裁（大正9年まで）
- 教育会理事（明治39年まで）
- 39 報徳社副社長（大正8年まで）
- 村長・教育会会长（大正2年まで）
- 41 産業組合理事（大正3年まで）
- 大正3年 産業組合長（大正7年まで）
- 9 報徳社社長（昭和12年まで）
- 10 村長・教育会会长・農会会长（昭和2年まで）

『縮纈翁回想録』（以下『縮纈翁』と略す）岐阜県恵那郡蛭川村役場 昭和15年 2—4頁。

- (2) 『済美』 第6号 蛭川学友交親会 大正4年11月 17頁。
- (3) 『縮纈翁』 62頁。
- (4) 『資料 安弘見神社』(一) 濟美記念文庫所蔵（以下濟藏と略す）33—35, 37—39頁。蛭川村史編纂委員会編『蛭川村史』岐阜県恵那郡蛭川村 昭和49年 793頁。
- (5) 『資料高徳寺』上 濟藏 19, 22頁。『優良村蛭川』内務省地方局 大正2年 70頁。
- (6) 『縮纈翁』 62, 63頁。
- (7) 同上書 64頁。
- (8) 同上書 63頁。蛭川村史編纂委員会編 前掲書 774, 776頁。『資料高徳寺』下 濟藏。
- (9) 『縮纈翁』 60頁。井口升二著『神国教大意』（以下『大意』と略す）。神国教本部 大正4年 22頁。『創立二十週年記念帳』 大正2年 安弘見報徳社 16頁。井口は地方改良の参考に供するために詳細な報告書を提出した。これは大正2年3月に『優良村蛭川』として内務省地方局から出版された。
- (10) 『創立三十週年記念帳』 安弘見報徳社 大正13年 1頁。『神国教五十年』 濟藏 1頁。
- (11) 『縮纈翁』 60頁。『蛭川村人物伝』 濟藏 33頁。

- (12) 『済美』 第7号 大正6年2月 24頁。
- (13) 同上書 24, 25頁。『顕顯翁』 63, 64頁。
- (14) 『創立三十週年記念帳』 1頁。『顕顯翁』 60, 61頁。『資料高徳寺』 上 39, 40頁。

Ⅰ 井口と報徳

井口（慶應元年—昭和2年）⁽¹⁾は、政界や実業界での失敗による失意の中で、明治39年の冬に、土井亀之進著『二宮尊徳翁道徳経済論』（明治35年）を偶然に手にし、尊徳が「思ひの外なる大哲」であることに感動した。そしてこのような人物を知らなかつたことを深く悔い、あらゆる報徳書を集めて読み、尊徳の遺跡を巡って、報徳の研究に没頭した⁽²⁾。

当時は、国民の間の利害対立が激化する中で、報徳が、単なる至誠、勤労、分度、推讓の理論ではなく、国民の経済的活力と道義的活力とを旺盛ならしめ、しかも両者を調和させる理論として再評価され⁽³⁾、明治38年12月に平田東助、早川千吉郎、岡田良平、一木喜徳郎、井上友一などが発起人となった二宮尊徳翁50年記念会が500名の来会者を得て挙行され⁽⁴⁾、この時設けられた報徳会（代表者は岡田良平）の、「誠実勤労の民風、協同推讓の精神を作興し、道徳、経済、自治、教育の各方面に亘りて、互に其連絡一致を計り、之が改良発達を期す」ための活動が軌道に乗ったところであった⁽⁵⁾。

明治39年に時事新聞である『日本新聞』（発行地 東京府）の記者になっていた⁽⁶⁾井口は、報徳会の活動が内務政策上必要とされる時代の趨勢を的確に感じとっていたように思われる。彼が最初に手にした土井の著書は、偶然に手にしたことであるが、報徳の再評価につながるものであり、当時においては尊徳の思想の最初で唯一の研究書であった⁽⁷⁾。彼はこれによって「端りなくも一朝にして、二宮尊徳隔世の弟子と自ら押掛入門」し、報徳会と同様に報徳に拠って教化活動にあたることを決意したのである。このことについて彼は、彼の生涯の目的はもともと教化にあったが、尊徳の生き方に学び、40余年を無意義に過ごした原因が「権勢を得て後、我が道を行はんとし、金を儲けて後、我が恵を施さんとせし」こと、すなわち

「手段と目的とを別にせし」ことにあったことに気づき、「弱冠世に入りし初に反りて、謹んで目的の教化の為めに、後半世を殉」することにしたと説明している⁽⁸⁾。

しかし、井口が彼に適した活動の場を得るということを別にすれば、彼の教化活動が報徳に拠らねばならない必然性は、彼にとって必ずしもなかったようである。したがって、彼はなぜ尊徳に心酔するかという問に対し、次のように説明することしかできなかつた⁽⁹⁾。

釈迦、基督の孰れに於ても、道理上尊敬すべきは同一ならんも、其の一を去ツて他の一に適くは、畢竟機縁と情好の然らしむる所なり。猶梅ヶ谷と常陸山の、孰れ優劣はあるべくもあらねど、甲は西に行き、乙は東に就くと相似たり、……好惡の道理に外れなんは固より咎むべきなれども、等しく道理に於てする限りは、従ひても不可なからん。

井口の報徳研究は、報徳会の明治40年8月第1回小田原夏期講習会が来会者2,000名、41年8月第2回明石会が3,000名と、予想をはるかに上回る盛況であったことが示すよろな、報徳に拠る教化活動の盛り上がりの中で続けられた⁽¹⁰⁾。

出版界では時代を反映し、すでに明治3、4年に『西國立志編』(中村正直訳)として出版されていた S. Smiles 著 “Self-Help” が、彼の他の3著とともに、内外出版協会から39年12月に『自助論』(畔上賢造訳)として再び出版された。

『西國立志編』が出版されたときには、これに相対するものとして、平河岸貫一著『日本立志編』(明治12年)が出版されていた。井口はこれに倣い、41年9月に、報徳の観点から国民の自助、進取の氣象、堅実の風、立志勤勉、簡易僕素を論じ、古人の実例260余をあげて、日本人の国民性がこれらの諸徳に秀でていることを証明し、これによる今人の薰化をねらった『日本自助論』を著した⁽¹¹⁾。同書によって彼は内外出版協会に認められ、ここから教化活動の第一歩を著作によって踏み出した。

明治41年7月に、報徳会の活動の中心的な推進者である平田東助と一木喜徳郎が、それぞれ内務大臣と次官に就任した。床次竹次郎は引き続き地

方局長であり、井上友一は神社局長になったが、請うて府県課長を兼ねた⁽¹²⁾。彼等はまず10月に、「宜ク上下心ヲニシ忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルベシ」という、国民が「日夕服膺すべき、今日の時勢に最も適切なる心得」を内容とする「戊申詔書」の渙発を実現して、地方改良の体制を整えた⁽¹³⁾。そして42年5月に内務省官制を改正して、地方事務の視察を掌る専任事務官2名を置き、毎年地方改良事業奨励諸費を内務省予算に計上し（大正12年頃まで）、町村の指導者を養成するための地方改良事業講習会を年に2回ないし1回開催した⁽¹⁴⁾。

井口は、報徳に拠って国民を教化することが彼自身における報徳の実践であり、門下生として師の遺志に従うことであると自らを説明し⁽¹⁵⁾、明治41年11月に第2の著書『二宮尊徳報徳教⁽¹⁶⁾要領及び其の処世法』を出版した。彼はまだ報徳の研究にはいって日が浅く、その全体について充分な理解を得ていなかったが、その処世法のみは「安全に之を決定し得べく、十分有効に之を行ひ得べき所のものなり」と判断し、これに焦点をあわせて考察した結果をまとめたのであった⁽¹⁷⁾。出版は「戊申詔書」渙発の翌月であり、時機を得ていた。同書は、国内の状況と内務政策の動きを念頭において著わされたものであり、いうまでもなく詔書の奉体に資するものとして販売された⁽¹⁸⁾。

次いで井口は、明治42年1月に報徳研究中の雑録集とでもいえる『報徳物語』を出版した。序にかえた「著者の告白」において、彼は報徳の伝道を決意した過程を総括し、これを機会に41年末に『日本新聞』の記者を辞して、研究と著述に専念した⁽¹⁹⁾。

井口の報徳研究は、その動機はともあれ、徹底したものとなった。明治42年には栃木県上都賀郡今市町の報徳文庫に2ヶ月間籠り、自炊をして研究した。そして9月に『二宮翁伝』、43年2月に報徳文庫大觀と二宮翁逸事を内容とする『報徳物語』第2編、5月に報徳の原理、仕法、結社に関する研究書である『報徳溯源』を出版した。『溯源』は、数多い彼の著書の中で報徳研究の主著とみることができるものであり、優れた研究書という

評価を受けた⁽²⁰⁾。

井口の名が最初に報徳会の機関誌『斯民』(明治39年4月創刊)に出たのは、明治42年2月、「英国家庭雑話」によってであった。彼は報徳会、『斯民』という新しい活動の場を重視し、報徳研究、外国体験、英語力などによる何等かの文を後者に頻繁に寄せた⁽²¹⁾。他方で彼は、43年7月に内外出版協会偉人研究叢書の1冊として『豊臣秀吉言行録』、44年10月に自費で『二宮翁金言集』を出版し、42年5月以後、報徳会の発起人の一人である家庭学校校長留岡幸助が主宰する雑誌『人道』(明治38年5月創刊)にも諸論を載せた。また翻訳も手がけ、44年3月に、E. Sellers 著 “Foreign Solution of Poor Law Problems” を『歐洲救貧事業の大勢』として、彼にとっては新たな出版社である警醒社書店から出版した。彼が報徳仕法の主要部を占める賑恤救済に关心をもつのは当然であったが、背景には、激増する都市貧民と勃興した社会主义運動に対処するために、41年以後内務省主催のもとに行われた感化救済事業講習会と同年設けられた中央慈善協会(会長は渋沢栄一)の活動があった。この出版は、幸徳事件の過酷な処理による民心の動揺を防ぐための措置であったといわれる、44年2月の済生に関する勅語の済発及び無告窮民施薬救療のための内帑金150万円の下賜と時を同じくするものであった⁽²²⁾。

このような研究と著作活動の結果、井口は井上友一に認められ、明治44年4月頃から内務省の委嘱を受けて町村經營の調査にあたるようになった。そして大正2年4月に中央報徳会幹事兼講師、5月に内務省嘱託になった。⁽²³⁾

ところが、平田東助が明治44年8月、木喜徳郎が9月に内務省を去ると、「大正2年に内務省に転じて來たが、省内の空気には反地方改良事業とまでいかなくとも、講演や講習を軽じたり、今少し進めば非難したり、冷笑したりする人々も中に多くあった」⁽²⁴⁾と当時書記官の田子一民が述べているように、内務省の地方改良に対する取り組みは大きく変化した。そして、地方改良事業講習会の方針は報徳主義に拠る教化から自治行政の実務指導へと重点が移り、報徳会→中央報徳会の活動も報徳への立脚を原則としながら同様に推移した。⁽²⁵⁾

彼は望んでいた中央報徳会幹事兼講師、内務省嘱託という地位に、もはやそれらが報徳をあまり必要としなくなった時点、彼の受け取り方からすれば、地方改良事業が「稍々下火となりたる」⁽²⁶⁾ 時点において就いたのである。したがって、これにより、教化をより効果的にする社会的地位並びに著書の刊行⁽²⁷⁾と調査活動に関する一定の便宜は得られたものの、彼が目的とする、報徳そして後に述べるようなこれを補修した神國教に拠る教化活動を充分に展開することはできそうにもなかった。彼はこの地位を最大限に活用しながら、しかし、当初からこれに見切りをつけて、前に述べたように新たな活動の場を蛭川村に求めたのであった。

注

(1) 井口が報徳主義に出合うまでの履歴は次のようであった。

明治9—14年 出生村である長崎県南高来郡南有馬村小学校授業生。

15—19年 同郡口之津村小学校訓導。

20—22年 同村役場書記、有給助役。

23—31年 長崎市において『長崎新報』の編集、この間27年と31年に長崎県会議員に当選、29年から31年まで外人について英語を学習。

32—36年 新聞事業取調べのため英仏米に出張。

37—38年 杉井組社員、韓国に勤務（経理担当）。

井口筆「履歴書」 績績文雄氏蔵

(2) 「著者の告白」1、2頁（井口著『報徳物語』内外出版協会 明治42年）。

(3) 『斯民』 第1編第1号 明治39年4月 2頁。

(4) 岡田良平著『二宮尊徳翁五十年記念帳』西東書房 明治39年3月 1—9頁。
記念会の発起人11名の内訳は、官僚またはこれに類する者6名、実業家3名、多額納税者1名、社会事業家1名であった。

(5) 大霞会編 前掲書 第1巻 昭和46年 292頁。

(6) 「履歴書」

(7) 『二宮尊徳の研究』（『理想』臨時号）理想社 昭和10年 151頁。

(8) 「著者の告白」 5—9頁。

(9) 同上 4, 5頁。

(10) 中央報徳会編『留岡幸助報徳論集』中央報徳会 昭和11年 494頁。

(11) 同書が好評を得たので、井口は明治42年11月に、率先誘導、遠征探険、自治共済、興産起業、研技精芸の5篇からなる『続日本自助論』をやはり同協会から出版した。

- (12) 大霞会編 前掲書 第2巻 昭和45年 102頁。
- (13) 文部省編『学制百年史』 資料編 帝国地方行政学会 昭和47年 8頁。『斯民』 第3編第11号 明治41年12月 1頁。
- (14) 大霞会編 前掲書 第1巻 293-295頁。
- (15) 『二宮尊徳報徳教要領及びその処世法』 内外出版協会 緒言 2頁。
- (16) 尊徳が「我が道」、「我が法」、「報徳の道」と呼んだものは、以後単に「報徳」あるいは「報徳の教え」、「報徳教」、「報徳学」、「道徳経済の学」などと呼ばれたが、井口はこれを「一の大なる教義と認め、世に孔子の道を『儒教』と通称するの例に倣ひ、簡単に『報徳教』と呼んだ。井口著『二宮翁伝』 内外出版協会 明治42年 205頁。
- (17) 『二宮尊徳報徳教要領及びその処世法』 5頁。
- (18) 内外出版協会の新刊図書広告。
- (19) 「履歴書」
- (20) 佐々井信太郎も三木政輔も井口を尊徳研究の権威者と評価し、『溯源』について佐々井は「報徳の真髓を完めて一元哲学とし、之を組織的に叙述して、……始めて現代学界に、深遠なる報徳の意義を紹介したる重要な著作である」、三木は「尊徳研究上重要なものゝ一つである」と述べている。佐々井信太郎著『二宮尊徳研究』 岩波書店 昭和2年 587頁。『二宮尊徳の研究』（『理想』臨時号） 152頁。
- (21) 『雑誌「斯民」目次総覧』 内政史研究会、日本近代史料研究会 昭和47年。
- (22) 大霞会編 前掲書 第1巻 296頁。京都大学文学部国史研究室編『日本近代史辞典』 東洋経済新報社 昭和33年 215頁。『官報』号外 明治44年2月11日。
- (23) 『斯民』 第22編第11号 昭和2年11月 54頁。『雑誌「斯民」目次総覧』 73, 96, 97頁。
- (24) 『斯民』 第20編第9号 大正14年4月 21頁。
- (25) 大霞会編 前掲書 第1巻 295頁。『斯民』 第18編第5号 大正12年5月 45頁。
地方改良の報徳色は薄められたが、中央報徳会が地方改良上軽視されることにはならなかった。会は、大正4年4月に内務金5,000円を会維持費として下賜され、5年1月に財團法人として認可され、6年から毎年1回自治講習会を開いて新たな活動にはいった。『東京朝日新聞』 第10341号 大正4年4月29日。
『斯民』 第10編第12号 大正5年3月 71頁。『雑誌「斯民」目次総覧』。
- (26) 井口著『地方改良の方法』 中央報徳会 大正4年 緒論 9頁。
- (27) 中央報徳会は図書の刊行を一つの主要事業としており、井口はここから次のような著書を容易に出版することができた。
『婦人の報徳』 大正3年、『地方改良の方法』 大正4年、『報徳修養新話』 大正6年、『時代と報徳』 大正8年、『報徳清談』 大正8年、『食糧と国民生活』 大

正9年、『金言研究 太古史闡明』大正11年。なお『報徳溯源』と『二宮翁金言集』も再版以後同会から出版された。

III 神国教の立教と教義

井口は報徳会や内務省の地方改良指導の方針と活動に沿った報徳の研究を通して、自らの教化の目的を設定したが、それは「真楽」の社会を実現することであった。彼が理解した報徳によれば、この社会とその実現方法は次のようであった⁽¹⁾。

万物は一定の理法すなわち「天道」の下に因果循環しているのであり、人間も例外ではなく、これに順わざるを得ない。しかし人間は天道に順いながらも、不利を避け、利に就く能力を持ち、この能力をさまざまな方法で駆使して、最良の結果を得ようとする。これらの方法の総体が「人道」である。人道は本来人間共通の利益のみならず、万物共通の利益をめざすべきものであり、そうすれば万物が「共饗和均」する天道人道の極致、すなわち「真楽」の社会が実現できる。ところが、その実現は人間の間で「強者の権利を認むると同時に、亦其の義務を認め、強者をして、其の強を恣にせしめず、弱者をして其の弱を守るを得しむ」の道徳、すなわち「自利利他の道徳」が実践されてのみ可能となる。

井口の課題はこの「自利利他の道徳」を国民に説き、実践させることであった。しかも彼はこれを、報徳会や内務省と同様に、国民の間の利害対立を激化させずにはおかないと現実の制度を是認して、というよりもむしろその基本的性格を維持するために行うという、矛盾に満ちたことをしようとしたのであった。

平田や井上は地方改良において、前述したように宗教を重視した。これは地方改良が、国民の利害に関わる現実の制度の基本的性格の維持という前提によって限定された範囲内の、合理性や功利性に拘るだけでは遂行され得ないことを示すものであった。したがって、報徳主義もこのような合理性や功利性の域内にとどまる限り、地方改良が求める教化力を充分に持ち得るものではなかった。

地方改良指導の活動の動向からこのことを確認した井口は、かつては宗教を軽侮していた⁽²⁾にもかかわらず、明治43年の初めになると、さらに強力な教化手段を求めて宗教に関心を寄せた。これにはもちろん、平田や井上の宗教重視の影響があったが、次のような英國での体験⁽³⁾、福住正兄著『報徳富國捷徑』、そして戯れに記したと見た斎藤高行の「仏説真樂経」⁽⁴⁾などが、新たな意味を持って思い起され、これに与ったことであろう。

苟も人間たるものは無宗教者一人もなく、日曜日には各寺院に四度或は五度の勤行説教があって、人間は皆参詣する、倫敦の如き大都に於ても昼前後二時間ばかりは、電車馬車地下鉄道等交通機関が全く止まるが、其は是等の現業員に、お寺参をなさしむる為である。而して彼等が寺院に参集して、祈る所は何であるかといふに、第一は皇室の繁栄、第二に國家の隆盛を祈るのである。自分の事は何と祈るか「神よ私をして私の義務を果さしめ給へ」と祈る。

結局、井口は、地方改良において、敬神（神社の敬礼）信教（宗教の信奉）の念を養成することを、現実の制度の基本的性格の維持をはかる基盤的教化である、国体を明かにし、国民性を涵養することに次いで重視し、その必要を次のように説明するにいたるのである⁽⁵⁾。

敬神信教が、地方改良に必要な所以如何といふに、抑々国家も自治体も人間を以て造るものであることは勿論であって、而して其の人間は、所謂万能一心に如かず、何よりも先づ其の精神を直く健気になすことが必要であるが、此の精神を直く健気になすには、敬神信教より善き方法は無いからである。……人は神を相手とし天を相手とするのでなければ、十分純潔高明なる人格を作り上ぐることは出来ないのである。

ここにおいて、井口が信教の対象として念頭に置いたものは宗教一般であった。しかし、彼自身が教化にあたる場合の宗教は、国体を明かにし、国民性を涵養することに対して、有効性を發揮し得るものでなければならなかった。この点では、歐米諸国の既成宗教はもちろんであるが、日本のそれらも妥当なものではなかった。佛教は「八家九宗の寺院と僧侶こそは沢山あれども、概して葬式屋たるに過ぎず、其の信徒と称する者は唯無意

義に器械的に念仏を唱ふる、所謂姥嬢連か、及至娛樂的に経巻抹香を弄ぶ好事者流に外ならぬ……親鸞や日蓮が一人二人再生したとて……此の大變の倒れるのを、奈何ともすることは出来ない」という有様であり、神道には「教典もなく、信条もなく」て、具体的な教化力を持ち得ない欠点があったからである⁽⁶⁾。

井口は彼の教化活動が既成宗教に依拠し得ないことを確認して、自ら新しい宗教の樹立に取り組んだ。彼は立教の過程について、「報徳実行の一端として、自分の祖先を探索して之を知り得、次に同胞民族の祖先を知らんが為、太古史研究の央、偶然の様に、必然の様に不思議に発見し得た⁽⁷⁾」と述べているが、立教は彼独自のものではなく、福住正兄（大沢政吉→福住九蔵）に倣ったところが多かったように思われる。

福住は弘化2年（1845）から嘉永3年（1850）まで二宮尊徳のもとで学び、以後報徳を実践した。次いで元治元年（1864）から鈴木重胤に師事して平田国学を学び、明治4年6月に小田原藩士に取り立てられて国学一等助教になった⁽⁸⁾。

明治3年1月に「宜明治教以宣揚惟神之大道也」という内容の「宣布大教詔」⁽⁹⁾が発せられると、福住はこれに積極的に応えて『報徳富國捷徑』に着手し、5年に稿本を完成した⁽¹⁰⁾。ここで彼は、天地の神の恩、天朝の恩、国の恩に報いるために、神を敬い、皇上を奉戴して朝旨を遵守し、国を愛することが日本の大道であり、報徳の趣意であると説き、これを実行する良法として社を結ぶことを勧めた。そして各社を統括するために、これらを支社としてその上に分社と元社を置き、この組織に教化機能を持たせることにして、これを「報徳教会」と呼んだ⁽¹¹⁾。これは彼の言葉によれば、「報徳教会ノ主意ヲ。手近ニ心得ルニハ。先神道一派ノ。宗門ト見做スガ實イデゴザル。諸宗門カラバ本尊ハ如何ニト申スニ。則天祖四柱ノ大神デゴザル。其宗門ノ開祖ハト申セバ。先師二宮翁デゴザル」という性格のものであり、天祖四柱の大神は天之御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、天照皇大神であった⁽¹²⁾。また支社の規約である「社中規約」には、社中が常に心がける事柄を示した「内側」の最初に、次のような規定が置

かれていた⁽¹³⁾。

毎朝先神棚ヲ拝シ。次ニ氏神ノ社ノ方ヲ拝シ。次ニ先祖先親ノ靈前ヲ拝スベシ。平日敬神ノ心懸ヲ厚クシ。禍福吉凶榮辱窮達。一切神明ニ依頼シ奉リ。毫末モ迷フバカラズ。疑フバカラズ
尊徳の教えをこのように受けとめる彼は、これを「報徳教」と呼び、明治5年に教部省に献言して採用され、教導職に就き、湯本報徳社を組織した。教導職は17年に廃止され、これにともなって報徳教会は解会された⁽¹⁴⁾。

立教にあたって井口は現実の制度の基盤である国体の淵源を探求することから着手した。史料にしたもののは『古事記』と『日本書紀』そして『古語拾遺』であった。彼はこれらの「難解不可解の語句に充ち」た史料を理解するために、「物の真意は物に問へ」という方法を採って、これらと現実の「万世一系帝国」とを突き合わせ⁽¹⁵⁾、他方で「日本純系語の語原⁽¹⁶⁾」を研究した。この結果、彼は「三宮翁の神代觀が、意外なる程正鵠を得、其の哲学が不思議なる程、国粹哲学に契合して居る」⁽¹⁷⁾ことを発見し、報徳の意義を改めて認めた。そしてこれを国粹哲学によって補修する方法で立教に踏み切った。

井口は大正元年8月に、まず教典中「天道の巻」と「人道の巻」を伊勢神宮で完成して奏上し、出雲大社に参拝して「立教趣意書」を作成した。次いで「祭儀の巻」と「祭詞の巻」を完成し、「神人伝統図」を編成した。そして後者を大正2年4月に、未完の「訓言の巻」と「歌章の巻」を加えた6巻からなる『神國教典』を3年5月に自費で印刷し、公にした⁽¹⁸⁾。

神國教の性格は「天道の巻」「人道の巻」そして「訓言の巻」によって知ることができる。これらの概要は次のようである。⁽¹⁹⁾ 神國教と名付けられたのは、これが神國宇宙の天理、そして神勅によって成立した日本の人道と国体を明かにし、国民に理想の神國の実現を求める宗教であるからであった。⁽²⁰⁾

「天道の巻」 神國宇宙を主宰する大元神である天御中主神の神慮により、その神靈が高御結靈と神御結靈となって靈動し、宇宙の森羅万象が結び成された。地球が誕生し、生物や人類が発生して進化したのもこ

れによるのである。そしてこの神慮の恩恵を最も多く受けたのが人類である。

「人道の巻」 高天原に蕃殖した日本民族の祖先の英主である率先男尊と率先女尊が、「このただよへるくにをつくりかためなせ」という大元神の神勅を率先実行して範を垂れ、大八洲帝国建設という偉業を成し遂げて修理固成の大道すなわち人道を示した。これにより、君民の分が明かにされて絶対の皇位が確立され、国民道徳が確定された。その後皇位は天照大御神、神武天皇、現天皇へと受け継がれ、日本は万世一系帝国として発展して現在にいたった。修理固成の本義は「つくりかためなす」すなわち作為、確定、完成であり、人道は常にこれを実行し、人類のみでなく万物の善利幸福を図ることである。

「訓言の巻」 訓言を貫いている道徳律は人道にもとづいた「行状十五則」である。字義のみで理解しがたいものに説明を付けてあげれば次のとおりである。

一德 信（徳行の根本で神を信ずること）。二戒 勿害（善を害さないこと）、勿欺（神、人、自身を欺かないこと）。三訓 報本（恩に報いること）、愛物、続末（修理固成の成果を受け継がせること）。四止 止怨（神の裁きに任すこと）、止貪（過度の欲望をおこさないこと）、止醉（心を狂わせないこと）、止淫（限度をこえて行き過ぎないこと）。五行 義、勇、勤、儉、讓（修理固成の成果を譲ること）。

井口は神国教の解説において、尊徳の「進化論は、本教の天道そのまゝである」、「人道は、修理固成の人道其儘」である⁽²¹⁾、訓言についても「結局純粹なる日本国産の格言は、古事記祝詞等に現はれたるものゝ外には、遙に後世なる二宮翁の遺書ぐらいを主とし、其他に多く在らざることを発見したのであります」⁽²²⁾と述べているが、神国教はまさに彼が理解した報徳そのものであった。彼は報徳に「天道、人道、國体の淵源する所を明にし、純吉神隨の大道を復活して、凡そ此の國に住む者をして、万世依遵する所あらしめむ」⁽²³⁾という衣裳を付けて威儀を高め、教化力の強化を図ったのであった。

注

- (1) 『報徳溯源』 75, 82, 131, 132頁。
- (2) 『大意』 5頁。
- (3) 『地方改良の方法』 16頁。
- (4) 『報徳溯源』 82頁。
- (5) 『地方改良の方法』 11, 12, 15頁。
- (6) 『大意』 9, 10, 19頁
- (7) 同上書 7頁。
- (8) 佐々井信太郎他編 『二宮尊徳全集』 第36巻 二宮尊徳偉業宣揚会 昭和6年 479—482頁。
- (9) 教育史編纂会編 『^{明治}教育制度発達史』 第1巻 教育資料調査会 昭和39年 137頁。
- (10) 佐々井信太郎他編 前掲書 482頁
- (11) 同上書 492—494, 532—534頁。
- (12) 同上書 616頁。
- (13) 同上書 495頁。
- (14) 同上書 482, 577頁。
- (15) 『^{合撰}太古史闡明』 本書の著作出版に就て 3, 4頁。
- (16) この成果は『日本語原』として大正15年に平凡社から出版された。
- (17) 『大意』 124頁。

井口は、大正14年に国粹哲学を「二宮翁の一神万神論、万物進化説、並に自分が明治三十六年に組み立てたる新一元論に対照するに、三つが三つながら宛然符節を合するが如し」とも述べている。明治36年に著わされたとのことである『新一元論』が見当らないので、これがどのようなものであるかは分からぬ。『報徳溯源』に記されているこれにもとづいた「一元神敬礼の祝詞私案」と大正4年の言によれば、これは報徳研究の過程でさらに補整されたようであるが、新たな著作にされることもなかったところを見ると、独自性を主張し得るものにはならなかつたようである。『靈覚』 第1号 神国教本部 大正14年 2月 1頁。

『大意』 6, 7頁。『溯源』 132, 133頁。

- (18) 『大意』 20, 21頁。
- (19) 『神国教典』。『大意』。
- (20) 『大意』 2頁。
- (21) 同上書 124頁。
- (22) 同上書 92頁。
- (23) 「神国教創立の趣旨」 3頁 (『大意』)。

IV 井口と神国教の村民への影響とその意味

神国教は、立教式の時点において、村政、教育、諸団体の重立った人々のすべてを信徒にし、村内3,007名中約2,000名（12区中10区、492戸中約350戸）の信徒を得た。⁽¹⁾

井口は村民が村をあげて信徒になったことを喜び、大正4年3月に、中央報徳会幹事兼講師と内務省嘱託を辞した⁽²⁾。そして神国教について村民に説明してきた事柄をまとめた『神国教大意』を8月に脱稿し、9月に蛭川村に移住した。

『大意』によれば、彼は神国教とその教会の運営において、第1に信徒にできる限り負担をかけないことにした。これは神国教を盛んにするための前提であった。このために、彼は教職を原則として名誉職とし、有給の教職者には生活上の世俗的欲望を絶たせることにした。第2に教職者も信徒も教会も、それぞれの自力によって活動、維持し、信徒以外の者の寄付は受けないことにした。第3に信仰は強いものではないので、布教は個人勧誘の方法を採らず、専ら集会や講演によることにした⁽³⁾。

このような方針にもとづき、「神国教規則」が大正4年3月（推定）に蛭川教会（神国教本部）の運営を念頭において定められた。ここでは、祭神として天御中主大神、伊邪那木伊邪那美二柱大神、天照大神、皇祖皇宗の靈、開祖井口丑二彦命の靈とともに信徒祖宗累代の靈が掲げられ、祭祀殿が祖靈社と呼ばれて信徒の親近感を誘った。運営に関しては、審議と執行にあたる役員である評議員と信務委員を村内の全区から、それぞれ2名、1名ずつ出すこと、施設、設備は神社に準じ、祭式は国の規定によることが定められ、村社と何等変わらない方法が採られた⁽⁴⁾。

「規則」に加えて3月に、屋内神殿と拝祠、葬儀、靈祭に関する心得を示した「信徒心得」が村民によって定められた⁽⁵⁾。これには村の風俗と習慣が反映され、そして村民が努めてきた節儉が、「親類会葬者は、白米一升、金拾錢以内の供饌及幣料を持参する事」、「会葬者には、食事を呈せず」、靈祭に「招かれたるものは……白米壱升を携帯する事」、その「饗應は……

肴は必ず有合せの物を用ゐ、吸物、引物、硯蓋等を禁止する事」というように申合わされていた。

以上のように、神国教と蛭川教会は運営においてまさに村民のものという形態をとった。この形態において信徒を律し得る教化が展開できれば、神国教と教会は、明治39年8月の神社寺院仏堂合併跡地譲与に関する件（勅令220号）と神社宗教両局長通牒社寺合併並合併跡地譲与に関する件（社甲第16号）以来の政府の、社寺とくに神社を、合併して尊厳を高め、行政町村内の協同緝睦と町村民の国家への帰一の精神的基盤にしようとする方策⁽⁶⁾に対しても、村社よりさらに適切に応え得るものであった。

井口は教長、大正4年1月に報徳社顧問、9月に蛭川学友交親会名誉会員に就任し⁽⁷⁾、活発な教化活動を展開するとともに、生活の糧を得ることも兼ねて、報徳の著作に専念した⁽⁸⁾。纈纈は信務委員長に就任し、強力な信徒掌握力によって井口を補佐した。信徒は纈纈を中心にしてよくまとまり、まず当面の課題である会堂の建設に取り組んだ。そして、彼を建設委員長にし、6,000円余、用材、敷地、労力を提供して、敷地の造成、77.5坪の会堂の建設という大事業を大正10年5月に竣工させた⁽⁹⁾。

井口は、蛭川村での教化活動によって、「此の政治上の模範村に、併せて精神上の模範村を現出すること」⁽¹⁰⁾、すなわちこの村を真楽の村にすることをめざした。しかし、多くの好条件を備えたこの村においても、国家の利益を前提とした村民共通の利益を生活の規範にさせることは容易ではなかった。彼が村の青年に村民の短所を自由にあげさせた大正7年秋の調査⁽¹¹⁾によれば、模範村の村民としての生き方を機会ある毎に説かれていた彼等は、この問い合わせにおいて何が問題にされねばならないか、したがって何をなすべきかをよく知っていた。この点では他の村民も同様であったと思われる。彼等が最も多くあげたのは「公共心共同心の不足」と「不紀律時間不励行」であり、以下「道徳人公徳心の欠陥」「進取の気象乏し」などであった。しかし、このように答えることができるにもかかわらず、彼等は、そして他の村民も、彼が期待するような実行はしなかったのである。このような村民に対して、井口がしなければならないと考えたことは、

青年が、本音は別として、模範解答的にあげた事柄、すなわち内務政策が村民に求めた事柄の、内務政策上の意義を彼が得意とする「合理的」論理で説明してさらに強く自覚させ、これによってそれらを実行させることであった。彼にとって、それらが本当の意味で真楽の村をつくることにつながるかどうかを検討することは、思いもよらないことであった。このような彼であるから、彼が行った村民教化はそのほとんどが村民の実行の起動力となる実感と結びつくものではなかったように思われる。彼の教化内容とその説明方法は、彼がよく書き、話した一例をあげれば、次のようにあった⁽¹²⁾。

万世一系帝国は唯君の一元論なり。故に君あって民なく、民は君の中に在る。一層審に言へば、汎神論的一神論である。故に君は民の中心、民は君の一分子たること、猶、天御中主神が大宇宙の中心、天地万物が天御中主神の分靈たるが如くである。然らば即ち我が此一身、乃至一木一草は悉くこれ至貴至尊の中枢天皇の分身なり。之を思ひ、彼を思はず、この身と心を真善美に持ち清めて、国家の為めに努力せねばならない。

井口は『古事記』他2書の内容を、「今日の学術に照らして、鑑査証明の料となすにたへざるは、論なく、単なる常識上からしても、到底解釈できることのみであった」⁽¹³⁾と受けとめたときの感覚を捨てるべきではなかった。さらにいえば、報徳が内務政策の有効な推進力になり得ないことが明らかになったとき、彼は単に内務省と中央報徳会のみでなく、内務政策そのものからも離れるべきであった。こうすれば彼は、教化活動の場を容易に得ることはできなくなつたであろうが、教化力を育てる可能性を得ることができたはずである。しかし、いわゆる現実的な人間である彼には、このようなことはできなかつた。彼が内務政策により効果的に応えることのみを考えて、実感を捨て、『古事記』他2書の内容の「合理的」理解に取り組んで報徳を補修したとき、その補修の度合に比例して彼の教化力は失われたとみてよいであろう。

井口は自らの教化の無力さを味わう中で、それをさらに神秘化させ、大正10年4月に『神国教典』を補修し⁽¹⁴⁾、11年7月に生死靈魂の真理を究め

て、6千年来の疑問を解決したという『絶対元靈学本經』を著わした。他方では、10年5月に『心身改造靈覚秘術鈔』を著わして、大日本靈覚会を組織し、9月から、大御中主神の原靈の「分靈たる我の主靈を覚まし、殆んど意識を超越して、主靈本有の靈妙不可思議、神通自在力を發揮せし」め、不可能を可能にする方法を会得させる靈覚講習会を各地で開いた⁽¹⁵⁾。会は、纈纈が11年2月に「井口先生よりも来状あり。講習会不振の由、現代俗世間の人気に投ぜざるが為か⁽¹⁶⁾」と日記に書いているように振わなかつたようである。

纈纈に対する井口の影響は、纈纈が「吾れ若輩より家政を掌理す。則報徳の教義に基き、家政の円満を以て人生幸福の基となし、中頃神國教の教則によりて、國民道徳の根元を悟り、以て今日に至る」、「晩年井口先生の教を受けたる事は、予の特に感銘して忘るゝ能はざる事なり」と述べ、親と慕つたことが示すように大きかった⁽¹⁷⁾。纈纈も井口と同様に内務政策に進んで従い、そのための村民指導の最後の切札を宗教に求めたのであるから、両者が互いに理解し合い、井口が纈纈の師となつたのは当然であった。

しかし、一般の村民は、日常井口に接し、教会、報徳社、学友交親会などを通して彼の教化を受けたにもかかわらず、彼と神國教をよく理解することができなかつたようである。村民の言葉によれば「村民中この皇国日本学的な哲人井口氏の偉大さを真に知り、又神國教の真意義を解するもの少く」⁽¹⁸⁾、「村民はこの偉大な指導者に馴れて、当初ほどの感動はなく、平常のように、近きに馴れて仕舞つて、ただあの怪偉な風貌のみが胸底に残つてゐる」⁽¹⁹⁾といふ状態であった。

神國教は、大正14年になっても、地元の恵那郡、加茂郡をはじめとする1道1府18県において、わずかに約600戸（蛭川村を含む）の信徒を得たのみであり、他地域への浸透力をほとんど持たなかつたが、この事実は蛭川村においても井口と新國教が、さして大きな村民教化力を持たなかつたことを裏付けるものであろう。それにもかかわらず、蛭川村においては、信徒はむしろ増加し、敗戦を経た今日でも村民の約80%を占めているのである⁽²⁰⁾。

この原因がなんであるかを直接に説明してくれる資料は見当らないが、戦後はともかく戦前はそれが、選ばれて模範村になったことにより、常に外部から注目されるという栄誉=重荷を背負わされた村民、とりわけその指導者の、より注目に値する村をつくることを自らの責任や義務と受けとめた⁽²²⁾、過度の自意識にあったように思われる。そしてこの自意識を支えたものは、村民の淳朴さであったのであろう。

注

- (1) 『大意』 22頁。『時代と報徳』 61頁。
- (2) 『斯民』 第22編第11号 54頁。
- (3) 『大意』 107—116頁。
- (4) 『神国教五十年』 39—43頁。
- (5) 『大意』 付録。
- (6) 文部省文化局宗教課監修『^{明治}^{以後} 宗教関係法令類纂』第一法規 昭和43年 335頁。
大霞会編 前掲書 第2巻 43、44、46頁。
- (7) 『創立三十週年記念帳』 4頁。『済美』 第6号 大正14年11月 78頁。
- (8) 先に上げた著書の他に『大二宮尊徳』（大正15年 平凡社）があり、『二宮尊徳全集』（昭和6年 二宮尊徳偉業宣揚会）の編集の途中で死亡した。また、大正2年5月から昭和2年5月まで『斯民』 の毎号に「古今東西報徳千話」を連載した。『斯民』 第22編第11号 55頁。
- (9) 『神国教五十年』 35, 36, 43頁。
- (10) 『大意』 24頁。
- (11) 『済美』 第9号 大正8年3月 2—4頁。
- (12) 同上書 第20号 昭和2年9月 32頁。
- (13) 『^{企画}太古史闡明』 本書の著作出版に就て 3頁。
- (14) これを機会に同月、県に宗教宣布届を出したが、神国教は宗教と見なされず、届出の要なしとの理由で却下された。『纈纈翁』 61頁。
- (15) 『靈覚』 第1号 8, 16—19頁。
- (16) 『纈纈翁』 66頁。
- (17) 同上書 61—62頁。
- (18) 同上書 61頁。
- (19) 『安弘見報徳社』 濟藏 19頁。
- (20) 『靈覚』 第1号 2頁。
- (21) 蛭川村史編纂委員会編 前掲書 782頁。
- (22) 『済美』 第1号 明治45年4月 7, 8頁。